

行田都市計画特別用途地区の変更（行田市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

		行田市
特別用途地区の種類	行田都市計画特別工業地区	
指定により実現を図るべき特別の目的	市の代表的な産業として古くから繁栄してきた足袋産業など、繊維工業が集積した地区特性を活かし、その操業環境の保全を図るとともに、住宅環境の保護を目的として定めるものである。	
位置	行田市城西2丁目、城南、旭町の全部 大字長野、大字行田、大字忍、桜町1丁目、桜町2丁目、桜町3丁目、向町、忍1丁目、忍2丁目、天満、佐間1丁目、矢場2丁目、本丸、駒形1丁目、駒形2丁目、城西1丁目、城西2丁目、城西3丁目、栄町の一部	
面積	約 197.3 ha	
備考	地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境保護等の方針	本地区は秩父鉄道行田市駅の東に位置し、商店や住宅が建ち並ぶほか、足袋蔵などの歴史的建築物が点在している。なかでも地区を東西に走り、古くから本市の骨格的な都市軸である国道125号沿線には、繊維関連の工場・店舗が高密度で立地するなど、本市の商業の中心地として栄えてきた。 一方、近年は足袋産業等繊維産業の需要が激減し、数々の店舗が廃業に追い込まれるなど、空き店舗の増加による商店街の衰退が顕著であり、まち並み環境の整備やにぎわいの創出が喫緊に求められている。 本地区の指定は、このような背景を踏まえて住環境に配慮しつつも、地場産業の保護を図ることを目的として定めるものである。
	用途地域の指定状況及び目指すべき市街地像の誘導方針	本地区は、多様な都市機能を集約する都市拠点として、便利で暮らしやすい土地利用を誘導するため、第一種住居地域及び第二種住居地域において、裁縫、機織、撚糸及び編物の事業を営む工場の用途に供する建築物の建築を緩和することにより、良好な住環境による土地利用の誘導及び地場産業の保護・育成を図るものである。

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

本地区は、国道125号の沿道にあつて、地場産業として古くから発展してきた足袋産業など繊維工業が集中する地区であり、その操業環境の保全を図るとともに、住宅環境への配慮を行うべく地区として、定めるものである。